

特定医療法人社団 潤恵会 ひのき介護医療院
短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護 契約書

_____様（以下「利用者」といいます。）と特定医療法人社団 潤恵会 ひのき介護医療院（以下「事業者」といいます。）は、利用者に対して行う短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護、（以下「短期入所療養介護等」という）について、次のとおり契約（以下「本契約」）を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう短期入所療養介護サービスを提供し、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

第2条（契約期間）

- 1 この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期限満了日までとします。
- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとし、
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

第3条（短期療養生活介護計画の作成・変更）

- 1 事業者は、利用者が4日間以上継続して入所する場合には、利用者の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、サービス提供の開始前から終了後までの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、速やかに短期入所療養介護計画を作成します。
- 2 短期入所療養介護計画には、当事業所で提供するサービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 短期入所療養介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
- 4 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する短期入所療養介護サービスの目的に従い、短期入所療養介護計画の変更を行います。
 - 1) 利用者の心身の状況等の変化により、当該短期入所生活療養計画を変更する必要がある場合。
 - 2) 利用者が短期入所生活療養計画の変更を希望する場合。
- 5 事業者は、前項に定める短期入所生活療養計画の変更を行う際には、利用者及びその後見人又は家族に対し説明します。

第4条（短期入所療養介護サービスの内容及びその提供）

- 1 事業者は、前条により作成された短期入所療養介護計画に基づき、利用者に対し短期入所療養介護サービスを提供します。ただし、短期入所療養介護計画を作成する必要がない場合は、事業者は、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。各種サービスの内容は、【重要事項説明書】に記載したとおりです。

第5条（短期入所療養介護サービスの利用）

- 1 利用者は、事業者が提供する短期入所療養介護サービスの利用にあたっては、利用を希望する期間の初日の2ヶ月前から、事業者に対して利用する期間を明示して申し込むことができます。
- 2 前項の申し込みに対して、事業者は正当な理由がない限り、利用者の利用を拒めません。
- 3 事業者は、自ら適切な短期入所療養介護サービスを提供することが困難な場合は、利用者の利用する居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じます。

第6条（サービス提供の記録及び保管）

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、所定のサービス提供記録表に提供したサービスの内容等必要事項を記入し、介護計画書に利用者の確認を受けることとします。
- 2 利用者が、その判断能力から前項の確認をする事が出来ない場合は、利用者の成年後見人、任意後見人、代理人または、ご家族等から確認を得るものとします。
- 3 事業者は、短期入所療養介護サービスに関する記録を作成することとし、この契約の終了後（最終利用月）より2年間保管します。
- 4 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、利用者に関する第1項に定めた記録の閲覧及び写しの交付を受けることができます。尚、記録の開示請求を行う場合は、別に定める書式を持って請求するものとし、別途手数料が発生します。

第7条（料 金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める短期入所療養介護サービス利用単位毎の料金をもとに算定された月毎の利用者負担額を支払います。
- 2 事業者は、利用者に対し翌月15日までに明細書を付した当月分の請求書及び前月分の領収証をお渡しいたします。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を原則として翌月28日に口座振替で支払います。
- 4 事業者は、提供する短期入所生活介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。
- 5 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行します。
- 6 事業者は、利用者が正当な理由もなく短期入所生活介護サービスの利用をキャンセルした場合は、その時期に応じて【重要事項説明書】に記載した料金の支払いを求めることができます。

第8条（サービス利用の中止）

- 1 利用者は、事業者に対してサービス利用日の前日5時までには通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 前項に規定する通知をすることなく、利用者がサービスの利用中止を申し出た場合、事業者は利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。

第9条（利用期間の中止）

- 1 利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。
- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。
- 3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。

第10条（料金の変更）

- 1 料金は、介護保険法関連法令及び告示等に基づいて定められるため、契約期間中に介護保険法関連法令が、改正された場合には改正後の金額を適用するものとします。
- 2 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通告することにより利用単位毎の料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
- 3 利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成しそれを相互で取り交わします。
- 4 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対して利用日の7日前までに文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

第11条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、7日間の予告期間を置いて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の急な入院などやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して30日の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - 1) 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金の支払いを催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合。
 - 2) 利用者または家族が事業者または当事業所職員に対して本契約を継続し難い背信行為を行った場合。

- 4 次の事由に該当した場合は、自動的にこの契約は終了します。
 - 1) 利用者が介護保険施設等に入所した場合
 - 2) 利用者の要介護認定の区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - 3) 利用者の転居によりサービス提供が不可能となった場合
 - 4) 利用者が死亡した場合

第12条（秘密の保持）

事業者および事業者の使用する者は、業務上知り得た利用者および家族に関する秘密および個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、予め文書により利用者または家族からの同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、介護支援事業者との連絡調整、サービス担当者会議等必要な場合には、個人情報を利用できるものとします。

第13条（賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は利用者に対して賠償する責任を負います。
但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第14条（緊急時の対応）

事業者は、利用者が入所中に利用者の容態が急変した場合その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡を取る等必要な対応を講じます。

第15条（連携）

事業者は、サービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第16条（身体的拘束その他行動制限）

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限しません。

- 2 事業者が、前項により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。また、この場合、事業者は事前、又は事後速やかに利用者の法定代理人、任意後見人、利用者代理人もしくは家族に対し十分説明します。
なお、サービスの提供記録にその内容を記載します。

第17条（個人情報の保護）

事業所は、入所者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た入所者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者及びその家族の了解を得るものとする。

第18条（相談・苦情対応）

- 1 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、区市町村、国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、施設サービス内容に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情等を申し出たことを理由として、不利益な扱いをすることはありませ

第19条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第20条（本契約に定めのない項目）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第21条（留意事項）

認知症等により契約に対する意思能力、判断能力が不十分な利用者との契約については、利用者の成年後見人又は、利用者の家族や身元引受人による代理契約となります。又、利用者に麻痺等があり、利用者本人の署名が得られない場合には、上記の方の署名代行となります。

第22条（その他）

高齢者の方には、心身の障害、心身機能の低下、薬の副作用、環境の変化に伴い転倒・転落・誤嚥などの事故の可能性があります。当施設では事故の発生防止に努めておりますが、ご利用者様皆様の全ての行動を管理・予測できるものではありませんので、事故が発生した際の責任は負いかねます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者は署名、事業者は記名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

ご家族 住所 _____

氏名 _____ 続柄 () _____

代理人 住所 _____

氏名 _____

事業者 所在地 _____ 東京都足立区新田2-16-13 _____

事業者名 _____ 特定医療法人社団 潤恵会 ひのき介護医療院 _____

事業者番号 _____

代表者名 _____ 理事長 柳 沼 征 人 _____ 印 _____